

「子ども期の喪失」を克服するための法理

——「子どもの権利条約 市民・NGO報告書」の作成を終えて——

福田 雅 章

一 はじめに

一九八九年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」(以下条約という)は、わずか八年間で(この六月の「子どもの権利委員会」第一五会期終了時点で)、世界一九一カ国によって批准され、未批准国は余すところアメリカ合衆国とソマリアの二カ国だけとなった。⁽¹⁾ 国連加盟国のすべてによる「完全批准の達成」という、国連始まって以来の夢の実現もいよいよ目前に迫っている。まさに「子どもの権利条約」が、文字通り、すべての人類が同意した世界最初の人権法になることははや間違いない。

このような中、わが国も一九九四年四月には、遅れば

せながら一五七番目の締約国として、同条約を批准し、同年五月二三日には「子どもの権利条約」が国内法として発効したことは周知の通りである。そして批准後二年経った昨年五月末、日本政府は、条約の規定する報告審査制度に基づいて、⁽²⁾ 国連人権センターの「子どもの権利委員会」に対して『児童の権利に関する条約 第一回報告』を提出した。この政府報告に対して、わたしたち「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」は、本年六月末、同じく「子どもの権利委員会」に対していわゆるカウンター・レポート(市民・NGO報告書/代替報告書)を提出した。⁽³⁾ これらを受けて、「子どもの権利委員会」では、本年一〇月一四日に、「本会期のための作業委員会」を開き、来年五月に開催される「子

どもの権利委員会」第一八会期で、日本政府報告の審査を行い、日本政府に対して「提案と勧告」を行うことになっている。

本稿は、この一年半、上述の「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」の共同代表の一人⁽⁴⁾として報告書作成に直接参加した筆者の体験を踏まえて、市民・NGO報告書作成活動の経過を叙述し、その意義を考察するとともに、豊かな国、日本社会における子ども問題の本質を解析し、それがわが国の社会文化構造に起因していることを明らかにした後、それを克服するための権利としての意見表明権のフレームワークを分析することにある。

二 「子どもの権利条約 市民・NGO報告書」について

1 「市民・NGO報告書」の意義

市民・NGO報告書は、先にも述べたとおり、来年五月に予定されている、国連子ども権利委員会での第一回日本政府報告書の審査を意味あらしめ、実効性あるものとするために、常日ごろから子どもと親しく接し、ある

いは子ども問題に深い関心を抱いている市民・NGOが日本全国から一堂に会して作成した、政府報告書に対する市民・NGOの手になるカウンター・レポートである。

日本政府は、のちに詳しく述べるように、今回の第一回政府報告書を作成するに当たって、わたしたち「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」の情熱的かつ真摯な要請にもかかわらず、市民・NGOとの実質的な対話および協力を拒否し、「政府報告書はあくまでも政府の責任において提出する政府の報告書」であるとの認識に立って、「資料や情報も政府の管理可能な手持ちのものに限定し、また政府の施策を実現するために必要な一定の評価に基づいて報告書を作成するのやむ得ない」との立場を堅持した。したがって政府報告書は、あくまでも子ども問題の施策施行者としての政府の視点からつくられた報告書であって、もう一つの視点、すなわち施策を施される子ども自身や市民・NGOの視点を完全に欠落したものとなっている。実際、今回の政府報告書の内容は、「子どもの権利条約」の理解の仕方、報告作成にあたって依拠した資料や情報の量および質、豊かな国日本における子どもの被(こうむ)る権利侵害の

実状についての認識の仕方、今後の立法的・行政的・司法的対応のあり方等々、「子どもの権利条約」の国内実施を確保するために不可欠な重要な諸点において、私たち市民・NGOの作成した報告書とはまったく異なったものとなっている。今回、代替報告書を作成するために全国から参集した市民・NGOは、わが国の政府は、「子どもの権利条約」の本質と重要性をほとんど理解しておらず、したがって、わが国の子どもの抱える重大な権利侵害に対してもきわめて無頓着であり、かつ、「子どもの権利条約」の国内における誠実な実施に関してもほとんど無関心である、との認識で一致している。

わたしたち市民・NGOは、「子どもの権利条約」は、近代市民革命に端を発する人権運動史の中で、あらたに人類が獲得した二一世紀に連なる人権保障の金字塔であり、その完全実施のためには、何よりも、大人自身が社会のくびきから解放され、自由にならなければならず、また、子どもおよび子ども問題に関心を抱くすべての市民・NGOを担い手とする「草の根」民主主義によってしっかりとその基盤が支えられなければならない、と考えた。子ども自身の発する声に耳を傾け、常日ごろから子

ども問題と真剣に取り組んでいる自らの体験を踏まえ、まず、日本における子どもたちの現実的・具体的な実態を正確に把握・分析し、それを共有することこそすべての出発点だとの認識で一致した。「つくる会」の市民・NGO報告書は、そんな思いをもった多くの市民・NGOが全国から手弁当で馳せ参じ、一年半にわたって、情報を交換し合い、何度も何度も議論を重ねて作成した日本の子ども問題を理解するための情報の宝庫であり、資料の集大成である。それは、直接的には、「草の根」運動の視点から、「熾烈(しれつ)な受験競争に駆り立てられ、画一的な教育と校則と体罰で管理され、いじめに会い、不登校へと追いやられ、「遊び」を奪われ、さまざまな差別に苦しみ、おごなりの福祉教育予算の中で居場所を保障されず、ついにはアイデンティティと人間関係を破壊されて悲痛な叫びをあげている、経済的に豊かな国、日本社会における、子どもたちの真の姿」を国連子どもの権利委員会の委員の人たちに知ってもらい、同委員会の行う第一回日本政府報告書の審査に資することを目的として作成されたものである。筆者は、今回国連に提出した市民・NGO報告書が、日本の津々浦々から

集まった市民・NGOの実情に即した生の情報と資料によって、経済的に豊かな国、日本社会における「子どもの貧困」を鋭く描き出すことに成功しており、わたしたちの当初の目的を十分に達成し得ていると確信し、またそれをやり遂げことを大変誇りに思う。

2 「つくる会」の結成と「共同のひとつの報告書」作成の意義

(1) 「つくる会」の結成と活動

一九九六年四月七日、「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」(略称「つくる会」)が、桜の花の満開に咲き誇る国立リンピック記念青少年総合センターにて、設立された。その目的は、「子どもの権利に関心を寄せるすべての市民およびNGOによる基礎報告書をもとに、子どもの権利条約に関する共同のひとつの『市民・NGO報告書』を国連子どもの権利委員会に提出する。この過程を通じて、国連子どもの権利委員会による日本政府報告の審査をより実効的なものにし、子どもの権利条約の日本における実施の水準を向上させる」(「つくる会」申し合わせ事項1) ことにあった。

呼びかけ段階から準備段階を経て現在に至るまでの一年半有余、約一四〇のNGOと二九〇人近くの個人が会員となり、また、約三〇人の若手研究者を中心とする「統一報告書」作成のための起草委員会を設けて、共同のひとつの「市民・NGO報告書」の作成のために積極的な活動を展開してきた。その間、一九九六年三月と四月には、第一回政府報告書の作成に資するために『子どもの権利条約 意見書』を募って(後に『子どもの権利条約』市民・NGO意見書集』として母と子社より出版)、政府との対話を試みたほか、数回におよぶ学習・経験交流集会や政府報告書検討集会、さらには「統一報告書」作成のための起草委員会と領域別拡大起草委員会や総会での議論を何度も何度も重ねて、最終的には、一四四本の「基礎報告書」を六分冊の出版物にまとめ、それをもとに「統一報告書」を作成し、これら両者を合体したものを、日本からの「子どもの権利条約 市民・NGO報告書」(報告書の英文タイトルは、How to Overcome The Loss of Childhood in a Rich Society, Japan? というものである)として、六月末に「国連子どもの権利委員会」に提出するにいたった。

(2) 「つくる会」の設立目的

「つくる会」の当初の設立目的は、日本における子どもの権利に関心を寄せるすべての市民およびNGOが一同に会して、日常レベルでの、そして現場からの実情に即した情報を、「共同のひとつの」市民・NGO報告書にまとめて国連に提出し、そこでの審査・勧告に有効に反映させたいという点にあった。これは、かつて「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」の報告審査に際して、日本のたくさんのNGOから膨大な量の、しかも領域の違うバラバラの代替報告が国連に提出され、国連での審査が混乱したという苦い経験に鑑みて、今回の「子どもの権利条約」の審査報告に際しては、なんとしてもその前轍を踏まないようにしたいとする反省に基づくものでもあった。周知の通り、現実には三つの代替報告が国連に提出されており、この当初の目的が完全に達成されたわけではない。しかし、「つくる会」のほかに、独自に代替報告書を提出した日弁連および「子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会」(人権連)も、当初のつくる会「準備会」段階では一本にまとまって外務省交渉等を展開していたのであり、また、日弁連および人権連の

報告書作成の主要な関係者および執筆者を含む多くの会員が、個人レベルで「つくる会」に所属し、かつその報告書の作成当事者にもなっているのであって、その意味では今回日本から国連に提出された複数の代替報告書は、みな一卵性の兄弟姉妹であり、実質的な共同のひとつの報告書と呼ぶにふさわしいものといえよう。⁽¹⁾

(3) 「子どもの権利条約」の実践を支える草の根民主

主義

なによりも重要なことは、今回の代替報告書の作成過程を通して、子どもの権利に関心を抱き、常日頃から子ども問題と地道に取り組んでいる日本の市民・NGOが、「つくる会」を中心に実質的に連携しあえたという点にある。その他の人権条約における国連への代替報告書作成に際しても、これだけ多くのNGOがひとつの目的に向けて、このように大連合を組んだということは、わが国の人権運動史上にかつてなかったことであり、実に画期的なことである。その成果と意義は、

① 個々バラバラの領域で独自に活動をしていた子どもNGOが、連携を通して情報を共有し、わが国における子ども問題を総合的に理解するとともに、政府の施策

を包括的に見直す実力を身につけることができたこと、

② 市民・NGOの連携というインパクトによって、非公式ながらも報告書の作成過程で日本政府とのヒアリングを引き出すことができたが、このことは、これまで完全に閉ざされていた政府報告書作成過程への市民・NGO参加の萌芽と呼ぶにふさわしく、今後の他の人権条約の代替報告書作成過程の先例としても大きな影響をもつものと思われること、

③ 今後、市民・NGOがお互いに力を合わせて子どもの権利条約を実効あらしめるための(特に審査後のフォロー・アップ活動の)共通の場を確立することができること、といった諸点に見いだすことができる。

「つくる会」の活動は、わが国における「子どもの権利条約」の実施に「草の根」民主主義運動の基盤を与え、現在の社会文化構造によって「仕組まれた自由」から子どもとともに大人をも解放する、二一世紀に連なる新たな人権運動の洋々たる可能性を展望させてくれた。

3 「市民・NGO報告書」の構成

「つくる会」の手になる「子どもの権利条約 市民・

NGO報告書」は、子ども問題に常日ごろから関心を抱いている市民・NGOが、日常レベルにおける生の実情に即して、それぞれの立場から作成した「基礎報告書」(Basic Report)の部分と、起草委員会がそれらに基づいて作成した「統一報告書」(Uniform Report)の二つの部分から成り立っており、それら両者を合わせたものが一体となって「市民・NGO報告書」(Citizens and NGO's Report from Japan on the Convention on the Rights of the Child)を構成している。「基礎報告書」は、いわば子ども問題に日々呻吟している市民・NGOからの直接的な生の情報であり、「統一報告書」は、そのような多種多様な「基礎報告書」を、国連「子どもの権利委員会」の委員や事務局の方々に日本の子どもの状況を説得的に理解してもらうために、子どもの権利委員会のガイドラインに沿って、統一的な視点から整序・補完し、説明し直したものである。「統一報告書」には、当該問題と関連する「基礎報告書」が随時引用されており、両者の有機的な連携が図られている。

さらに、「統一報告書」には、各領域の冒頭に、当該領域の概要を示す序文が付されており、それを読むだけ

でも一応の理解が得られるようになっていいる。また、日本政府への「提案と勧告」の雛形も付されている。

三 「子どもの権利条約」に対する

日本政府の態度

1 政府は「子どもの権利条約」の存在価値を無視して
いる

わが国における「子どもの権利条約」の国内実施を妨げている最大の要因は、国政を担当する者が「子どもの権利条約」と真っ正面から取り組もうとせず、その存在価値をほとんど完全に無視し、敵視さえしているという点にある。批准に際して出された一九九四年五月二〇日付けの文部事務次官通知は、もっとも権利侵害の大きい領域のひとつと考えられている教育との関連で、「特に法令等の改正の必要はない」旨を言明し、権利とともに「義務を正しく理解させることはきわめて重要である」として権利体系である「子どもの権利条約」の意義をこ

とさらに相対化し、また意見表明権についても、「表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたもので

あり、必ず反映されるということまでも求めているものではない」との説明を加えて、子どもが参加して意見を述べ、教育・学校の施策形成にあずかる一主体としての地位を有していることをことさらに矮小化している。さらに、政府が行った唯一の広報活動である批准直後のポスターの中では、子どもの権利条約の眼目は主として発展途上国の子どもに向けられたものであるとの認識が示されている。

実際、この二年間、ほんのいくつかの例外（それも単なる形式的なものと評価されているが）を除いて、「子どもの権利条約」のための総合的な調整実施機関、監視のための第三者機関および人権救済機関等の設立、専門家に対する「子どもの権利条約」の研修、子どもに対する聴聞の機会の保障等々は、積極的に一度も考慮されていない。子ども福祉の基本であるエンゼルプランの策定や子どもに対する基幹法と政府自ら位置づける児童福祉法の改正にあたっては、「子どもの権利条約」は一言も引用さえされていない。

このような「子どもの権利条約」に対する無関心な態度は、条約発効後二年経って作成された今回の政府報告

書の中で一層明確にされている。政府報告書の一二項は、条約の内容は国際規約や憲法を始めとする現行国内法制によって保障されているのであるから、「この条約の批准に当たっては、現行国内法令の改正又は新たな国内立法措置は行っていない」と明言している。このことは、第一に、「子どもの権利条約」の内容は、条約が存在しなくても、国内法体系で完全に保障されているのであるから、立法的には「子どもの権利条約」は不要であること、第二に、わが国における行政・司法の運用実務が、「子どもの権利条約」との関連で特に抵触をきたしている旨の記述が皆無であることに鑑みると、行政的・司法的運用面からみても「子どもの権利条約」は不要であることを、政府は今回の報告書で宣明したといえる。このような前提に立つ限り、政府は、わが国においては、立法上も実務上も、「子どもの権利条約」の保障する子どもの権利は完全に保障されているとの認識を抱いていることになる。

「市民・NGO報告書」が余すところなく明らかにするように、今回の政府報告書が、わが国における子どもの権利侵害の実態すら認識し得ず、ましてやガイドライ

ンが要請している条約締結後にもたらされた子どもの権利保障の進歩、進歩をさまたげている困難な要因、それを克服するための課題等を正確に把握分析できなかったのは、政府が「子どもの権利条約」の眼目は発展途上国にあるのであって、豊かな国日本社会には子どもの権利侵害の問題はないと考えている以上、むしろ当然だったといえよう。市民・NGO報告書が克明に描き出したように、わが国の子どもたちは理想の天国に住んでいるどころか、「すなおな良い子」も非行を犯すような「ダメな子」も、社会的成功目標に向けて追い立てられ、それを達成するための手段としての抑圧的な人間関係の中であえぎ苦しんでいるのである。日本政府の子どもの権利に関する理解は、それほど実態とかけ離れ、また国際常識からも乖離しているのである。

2 政府は「子どもの権利条約」の本質を歪曲している。政府は、ただ単に「子どもの権利条約」の存在価値を無視しているのみならず、子どもの権利を理解していないという点に、より本質的な問題がある。今回の政府報告書は、その序文三項で、わが国の「児童に対する施策

の基本原則」が、いかに、「この条約の精神とも合致するものである」かを、児童福祉法一条から三条の規定を挙げながら力説している。たしかに、同法は、家庭の崩壊した子どもたちに対する保護法として人道的な観点から重要な機能を果たしてきたことは事実である。しかし、同法一条は「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう務めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定しているのであって、ここでは子どもはパレンスバトリエ思想に基づく保護の客体として把握されており、成長発達し、愛護を受ける権利主体としては認識されていない。また、同法二条は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」としているが、これも「子どもの権利条約」が、養育の第一次的な責任を保護者に認め、国家の責任を親への援助および止むを得ない場合の第二次的な責任に限定しているのと比べて、子への直接的な国家介入を認める国家思想に裏付けられたものであり、到底「子どもの権利条約」の精神と合致するものではない。国家は親と一緒にあって、社会的価

値観を内面化した「健やかな子」、すなわち「従順な」「すなおな」子を育成する責務を負うのである。今回改正された児童福祉法では、不登校児を教護院（名称は児童自律援助センターと代えられるが）に収容する道が開かれた。同法三条は、上述の一条と二条の原則が「すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」と規定しているが、現にわが国の子どもに関する法体系の中には、子どもの権利主体性を明言した法令は一つもないのであって、そうであれば子どもの大人及び国家への従属性を児童福祉法の対象とならない一般の子どもへと広く承認するだけのものでしかない。子どもへの抑圧や権利侵害が、しばしば、大人や社会の「そうすることがあんだのためなんだよ」とか「愛しているからこうするのよ」ということばとともに行われるのは周知の事実である。しかも、これら児童福祉法の基本原則には、大人の抑圧関係を排除し、子どもの主体性を承認する意見表明権等の保障はまったく存在しない。政府は、このような児童福祉法の基本原則が「子どもの権利条約」の精神と合致すると解しているのであって、「子どもの権利条約」の本質を甚だしく誤解し、曲解し

ているといわざるを得ない。政府がこのような立場を堅持する限り、たとえ、どのような施策がとられようとも、「子どもの権利条約」の国内の実施は永遠に不可能であり、その結果、子どもは、国家の、社会の、大人の要求する都合の良い「健全育成」の対象として据え置かれ続けることになるう。

かくして、日本政府は、子どもの主体性を認めずに行う大人や国家の一方的な「愛護」や「保護」や「監護」をもって、「子どもの権利条約」の基本的精神と理解しているのである。ここには、いまだに、子どもを、「子どもの権利条約」の保障する権利、特に子ども特有の権利として実定法化された意見表明権(意思の尊重を内在する)を武器に、大人や国家の抑圧的関係と対峙する一人の主体的な人間として把握する視点はみじんもみられない。日本政府が「子どもの権利条約」を不要と考えているのは、実は、二一世紀に連なる新たな子どもの権利が日本社会で完全に保障されていると考えているからではなくて、「子どもの権利条約」の基本精神を歪曲し、それをもってわが国の社会および法慣行と同一化しているからに過ぎない。わが国はそれほど人権後進国なの

である。

四 子ども状況を理解するための基本的視座

1 「豊かな国」日本社会における子ども問題

すでに述べたように、政府は、「子どもの権利条約」の眼目は発展途上国にあるのであって、豊かな国日本社会の子どもの状況は、本質的に問題ないとの認識に立っている。たしかに、現在の日本には生存を脅かすような餓死も戦争もない。政治的にも軍国主義によって人権が抑圧されているわけでもない。大戦後、世界一の経済発展を遂げ、教育も医療も行き届き、ずっと平和と民主主義を享受している。一見すると、わが国の子どもたちは、世界一幸せであり、自由であるように思える。発展途上国や戦争に巻き込まれた国における子どもの権利の侵害を「貧困・戦争における子ども期の喪失」として特徴づけることができるとするならば、貧困を克服し、平和を享受している豊かな国日本は、同時に「子ども期の喪失」をも克服したといえるのだろうか。もし、子ども期の喪失が、貧困や戦争からのみ生じるとするならば、日本には「子ども期の喪失」という現象は存在しないはず

である。

しかるに、現実には、「市民・NGO報告書」が指摘するように、あらゆる領域にわたって、子どもの権利侵害状況が発生している。新聞をちょっと開いてみるだけでも、たとえば、毎日のように、コンビニでの万引き、学校への行き渋り、保健室への常連、つっぱり、不良仲間とのつきあい、テレクラを通しての援助交際、いじめ、いじめられ、拒食・過食症、自傷行為、不登校、家庭内暴力、あるいはシンナー、バイク窃盗、かつあげ、婦女暴行といった非行、さらには自殺といったような、さまざまな問題に巻き込まれて、子どもたちは苦しみ、つぶれていっている。

このような社会的にいわゆる「ダメな子」とレッテルを貼られた子どもだけではなしに、「ダメな子」予備軍も非常にたくさん排出されている。近年、遊びや仲間づくりがうまくできない子や元氣や覇氣を失っているように見える子が急増している。手元にある調査結果によると、連続三〇日という不登校の基準には当てはまらないが、保健室登校を含む実質的な不登校児の数ははるかに多く、なによりも高学年になると半数以上の子どもが

「学校がおもしろくない」と答えており、中一になると、約八割の子どもが学校の勉強についていけないというのが現実である。

さらに、近年では、勉強のできる、すなおな良い子とされている子どもたちにこそ、たくさん問題があることが報告されている。「よい子の息切れ」「よい子の燃え尽き症候群」といったことばで象徴される現象である。

「勉強のできる子はいい子、勉強のできない子はダメな子」という序列化の中で、馬車馬のように追い立てられ疲れ果て、燃え尽きていく。このような症状は、高校に入り、あるいは希望の大学に行ってから、あるいは大学を卒業してからも現れている。

このように、豊かな国日本社会における子どもたちは、貧困や戦争のゆえに生存を脅かされ、健康を害され、労働を強制されているわけではないが、あらゆるところで、豊かな国日本社会を形成している独特の要因によって、人格形成を阻害され、成長発達の機会を奪われ、「子ども期の喪失」に呻吟している。

2 豊かな国、日本社会における「子ども期の喪失」の

本質

それでは豊かな国日本社会における「子ども期の喪失」とはどのような特質を備えたもののだろうか。ここでは、まず、中学3年への進学直後から不登校を決意したK君の手記をみてみよう。

『自分が腐る』そう錯覚してしまったのです。学校へ行かないということは、高校への進学、大学、そして将来への不安とつながり一度におそいかかって来れるのです。気が狂いそうでした。何故学校に行くと『自分が腐る』そう思ったか、今してみればはっきりわかります。学校の教師の大半が腐っていたからです。大半の教師の授業を受けていると自分が腐るのではないか。そう錯覚してしまったのです。生徒を殴る教師。罵声をあびせる教師。そして友人関係への不満。いろいろな事が重なり学校へ行けなくなっていたのです。……将来への重すぎる不安で『自分がつぶれる』そう思ったのです。学校へ行けば腐る。家にいたらつぶれる。そこで両親を呼んでもう学校へは行かないとことを宣言したのです。

K君にとって、この日から大人たちとの戦いが始まった。大人たちは、「まるでこわれたテンプレコーダーを何回も再生している」かのように「学校へ行け」という。そしてこぞってK君の発言には「へ理屈だ」とか、あげくのはてには、「子どものくせになまいきいうな」とか「子どもらしくしろ」

と迫る。「最後には学校に行くのは正義で学校に行かないのは悪だ」ときめつける。「そこまで苦しんで何のとくがある。もっと素直になれ」という人もいる。

しかし、K君はいう。「そのころの僕にとって『学校へ行け』ということは素直になることではなくて多数に入ることではなかったのです。周りと同じになってどうなる。同じ服を着て、同じことをすることによって安心する。みんなと同じなんだから。自分一人じゃないんだから。自分を殺して周りと同じになる。個人ではなくカタマリへと。たしかに楽だろう。自分で考える必要もなく周りと同じ化することだけを考えればいいのだから。でもその時の僕には、自分を個人を殺すことの方がもっとつらかったのです。かならず光が見えるだろう。いやみえないならば捜せばいい」。

K君にとって、「腐る」とは、まさに「自分を殺し、周りに迎合し、一人の人間としてのアイデンティティを失う」ことを意味している。K君は、学校をやめることによって自分の将来が絶望的に閉ざされてしまうことを知りながらも、自分をそのまま認めてくれず、自分を殺して周りと同じようになることを迫る、学校の、家族の抑圧に耐えられなくて、不登校を決意し、家を出た。新聞配りをし、夜間中学に通いながら「光を捜す」旅についた。

このK君のエピソードは、豊かな国日本社会における子ども期の喪失の本質を実にみごとに象徴している。K

君がそうであったように、家庭においても、学校においても、子どもは、人間としてもっている自然の欲求をそのままでもいいよといって受け入れ、それに応えてくれるような人間関係を奪われてしまっている。学校も、家庭も、人としての個人の尊厳を自ら確立し、他者のそれを尊重できるような人間へと成長するために不可欠な、一人ひとり子どもの欲求の充足に代えて、社会の要請する画一的な価値観を押しつけ、子ども期を支配管理している。その結果、子どもたちは、自分を放棄し、意見表明しない人間になり、そして周りの画一的な価値観によって自己を律することこそ、日本社会の最高の価値であり、自己保全の一番の近道であると考えような人間に「育て上げられている」のである。このような親や社会の要請に適合できた子は「すなおな良い子」、適合できなかった子は「ダメな子」としてレッテルを張られ、序列化され、選別される。しかし、「ダメな子」も「すなおなよい子」も、「子ども期」がきちんと保障されていないという点では、ほとんど差がない。両者とも、自分の存在（欲求）をそのまま認めてもらえず、親や学校の先生の顔を伺いながら、結局、絶望の縁に向けて演技し続

けているのである。演技することに疲れ、その能力を失い、あるいは演技する無意味さに自ら気づいたとき、ぽっかり空いた空虚さに絶望する。そんな絶望へと駆り立ててきた権威や価値観と訣別しない限り、自己の存在そのものが危うくなる。それから逃れる途は、結局、それを破壊するか、さもないければそれから自ら逃避するしかない。家庭も学校も社会も、画一的な価値観を強制することによって子どもの欲求（意見表明とその尊重）を殺し続け、いかに子どもの居場所（そのままのいいという人間関係）を奪ってしまい、子どもが、自らのアイデンティティーを確立して、自分らしく、また他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長する機会を奪われているかが分かる。ここに豊かな国日本社会における子ども期の喪失の本質を見て取ることができる。

五 「子どもの居場所を搾取する」

日本の社会文化構造

1 戦後日本の社会文化構造

「子どもを絶望の縁に追いやろう」なんて考えている親や先生はおそらく一人もないだろう。「そうするこ

とが子どものためになる」という善意と確信に満ちて、子どもを駆り立てているであろう。そうであれば、問題は、親や先生を、また子どもをそのような強迫観念に追いついていて、わが国の画一的な価値観、およびそれを生み出している日本の社会文化構造とはどのようなものなのだろうか。

戦後日本社会は、①社会目標として「政財官の癒着のもと、大企業の育成発展を図ることによって、日本経済の発展を遂げる」という国家経済の発展を最優先する社会を形成し、②それを達成するための手段として「自己を抑制してすりよる者にはご褒美を与えるが、そうでない者は社会の周縁部に張り付ける」という社会統制と権益分配のための「すりよりの構造」を確立した。この社会文化構造は、政界、財界、官界はいうにおよばず、教育界、家族、さらには社会の最底辺部の敷居に位置する刑務所社会にいたるまで、日本社会のあらゆるセグメントに張り巡らされた社会的序列(敷居)のヒエラルキーを形成するにいたっている。戦前の国体を支えていた天皇、神道、家という装置はさしあたっては隠蔽されたが、人間関係を媒介として分配されるご褒美としての権益

(敷居の上下、保身、経済的利益の大小)を餌にして権力や権威にすりよらせる「すりよりの構造」が徹底した功利的倫理として再生産されたものといえる。

もちろん、このような国家経済発展と「すりよりの構造」という社会文化構造に対しては、日本国憲法の価値観にそって、社会目標を「一人ひとりの価値を大切にすると個人個人の尊厳」におき、その達成手段を民主的ルールや人権に求めるべきだという主張がなされ、そのための運動も展開されたが、七〇年代以降は、大多数の国民は競って、人間関係を媒介としてあてがわれるご褒美を求めて、自らの頭で考え、判断し、意見表明することを放棄し、いかに不合理・不合理的な要求であってもそれを吞まざるをえないものとして、権力や権威にすりよって、国家経済発展のために邁進してきた。しかも、餌によるすりよりを「自由」と呼び、金権支配や利益誘導を「選挙」と呼び、また利害を共有する同一の層による国権の分割支配を三権分立とよぶことによって、建前としては、わが国の社会文化構造は民主的な政治原理に合致したものであると体裁を整えている。このような社会文化構造の中、わが国においては、権利や人権は形式的な

カタログとしては保障されていても(憲法の形骸化がそれを象徴している)、現実の社会文化構造の中では、画餅でしかない。特に、公共の福祉の名のもとに、政財官の癒着による大企業を中心とする経済発展とそのための国益の確保を最優先としているため、個人の尊厳や人権・権利は、常に現実的・経済的な功利性の前に犠牲にされてきたといっても過言ではない。

日本国民は、戦後五〇年、子どもも、大人も、このような国家経済至上主義を国家目標とし、その目標を達成するために、情けを媒介とするご褒美と差異化を用いて、権力と権威に従順に「すりよる」ことを求める社会文化構造の中に投げ込まれてきた。このような社会文化構造は、法的・政治的なシステムとして制度的な支柱を与えられるとともに、日常の行動様式を支配する社会的価値観(集団意識)として、一人ひとりの国民の中に深く内面化されるにいたっている。人々は、その画一的な価値観によって人を律し、それに向けて個としての欲求や怒り(自己表現)を殺すことによってしか生きられないように強いられてきた。

2 日本の社会文化構造の必然的所産としての「居場所の搾取」

国家目標として指定された国家経済の発展とは、すでに述べたように、政財官界が一体となって、大企業の利潤追求を効率よく最大限に達成することであり、すりよりの構造とは、人間関係を媒介とするご褒美と差異化を用いて、その目標を達成するために、権威に従順にすりよらせることである。以下に、わが国の社会文化構造が「子ども期の喪失」をどのように招来しているかを公教育を中心に瞥見することにしよう。

第一に、国民は、国家経済発展という社会目標を直接意識化しているというよりも、わが国の社会文化構造の中心部にあてがわれている敷居へと登りつめること、いかえると「末は大臣か、官僚か、大企業の社員になること」といった形で成功目標を内面化している。有名大学に行くことこそがその成功目標を達成するための第一歩であり、子どもは学校でも、家庭でも、「勉強のできる子は良い子、できない子はダメな子」という能力主義にせき立てられて、現在の異常かつ過酷な受験競争が招来されている。ここでは、人格形成のために不可欠であ

る自然の欲求の発露としての「遊び」の意義も否定される。また、障害児は、はじめから効率の良い国家経済発展のためのリクルート要員としての適格を欠くものとして、差別的に遇されることになる。

第二に、学校は、一人ひとりの子どもの可能性と能力を最大限に伸ばすのではなくて、自分を殺す能力と知的能力を基準として全国の子どもを一番から最後位に至るまでを序列化し、大企業および官庁への人材を選別すること、すなわち、わが国の社会文化構造の次世代の担い手を税金によって国家的規模で効率よく提供するための装置となっている。そのため、経済大国といわれながら、二〇人学級の実現や不登校児のための教育を受ける権利の保障といった外的教育条件の整備は放置され、また、予算配分のプライオリティーが低いため児童福祉等社会福祉領域への配慮もきわめて不十分なものとなっている。

第三に、教育内容との関連では、強固な教科書検定制度を設け、また、拘束力のある学習指導要領を制定することによって、憲法上の自由や民主主義を志向する教育を忌避(たとえば、戦争責任や人権教育を拒否)し、国家経済発展のための全国画一的な国家教育を実践してい

る。近年の指導要領を通しての「君が代」「日の丸」の強制は、冷戦後の世界戦略に備えたあらたな社会文化構造の展開に対応しようとしているといえよう。

第四に、政財界→文部省→教育委員会→校長
↓教頭→主任→平教員といった教育行政のヒエラルキーを確固たるものとして確立し、教師を自由な教育者としてではなく、行政官として管理選別している。教師集団のヒエラルキーを登るためには、上位の敷居に位置する者の意思を、それがいかに不合理であっても、忠実に、下位の敷居にいる者に実践できる先生でなければならぬ。先生は、一人ひとりの子どもとしっかり向かい合うための時間的、経済的、精神的ゆとりや、教育者としての創意工夫の機会を奪われ、また、生徒や父兄の切実な情報開示要求に対しても行政官的な無責任な対応しかできない。

第五に、子どもの成長発達に不可欠な子どもの欲求や自主性を尊重するのではなく、校則や体罰を用いて、いかに不合理でも権威に従順に従えるような人間として育成すべく、子どもを管理訓練している。したがって、校則は不合理であればあるほど意味があるのであり、いか

に不合理でも異議を唱えることなく、ただそれが学校の權威であるというだけで「ハイ」といって従えるような人間の再生産が図られている。

第六に、その結果、学校教育は、必然的に、多くの子どもを、いじめ、不登校、中退あるいは不良行為へと駆り立て、わが国の社会文化構造からの落伍者として社会の周縁部へと追いやることになる。自らの個性を出し、自らの頭で考え、自己主張する者は、協調性のない和を乱す者として社会の周縁に向けて処理される。警察が「健全育成」あるいは「愛の警察」を標榜して、そのような「ダメな子」を周縁に張り付ける社会的プロセスとして待ちかまえているのである。

かくして、ほかにもあろうが、すでにこれらをみただけでも、現在の「子ども期の喪失」問題がいかにわが国の社会文化構造を忠実に具現し、それとの内的必然性をもって存在しているかがはっきり分かる。しかも、現在の子どもの問題との関連で焦眉の急として解決を迫られている重要問題のすべてがそこに起因していることも明瞭である。このように現在の子どもの問題はわが国の社会文化構造それ自体に内在している非倫理性、非人間性、人

権侵害性をストレートに映し出している鏡であり、子どもたちは、養育という名の下にその中に投げ出され、個としての価値を殺され、社会文化構造の望む価値と類型に合わせて塑造されている。

六 「意見表明権」に内包される「子ども期の喪失」を克服するための法理

このように、経済的に豊かな国日本の子どもたちは、親や先生を通して、国家経済の発展およびよりよりの構造という、戦後日本社会を形成してきた基本的な政治システムと集団的価値観によって支配され、その結果、①個の主体性を否定され、②「そのままでもいいよ」とその存在をまるごと抱えてくれる人間関係（居場所）を剝奪され、そして、③自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長発達する機会を奪われている。このような状況をもたらしている権力と対抗し、「子ども期」を回復するためにこそ、今、「子どもの権利条約」の具体的な実践が求められている。しかし、未だ発達途上にあり、また一般的に自己決定能力を備えていないと考えられる子どもに対して、「子どもの権利条約」

は、いかなる意味で、またどのようにして、人間としての主体性を保障しているのだろうか。また、「そのままがいいよ」と認めてくる人間関係(居場所)を具体的にどのような形で保障しているのだろうか。

「子どもの権利条約」は、その五条で、親の支持・指導に服することを前提として、条約に定める権利の行使の主体性を子どもに承認している。しかし、すでに論じてきたように、わが国においては社会文化構造上の価値観を内面化した親の指導・監督こそが子どもの居場所を奪っていること、および成長発達途上にある幼少期の子どもに自らの権利行使の主体性を認めることの非現実性を考慮すると(権利行使の主体であるから、社会的な責任の主体でもあるという近年の論理を想起せよ)、本条をもってただちに子どもに大人と対等に人間としての主体性を保障した規定と解することは困難であるように思われる。さらに、条約の六条は、子どもの発達権を認めているが、その抽象性のゆえに、子ども期の喪失を克服するための具体的な権利の内容を確定することはきわめて困難である。筆者には、むしろ、条約自身が発達権を具体的に保障する子どもの権利として新たに創設するに至

った、一二条の意見表明権の中にこそ、子ども期の喪失を克服するための具体的な保障が内包されているように思われる。それは次のような意味においてである。

一二条の意見表明権は、条約が二三条で「表現の自由」を別個に保障しているのであるから、それとは異なるカテゴリーの新たな権利である。また、従来の個人の尊厳の中核原理と考えられている「自己決定権」でないことは、年齢と成熟度に合わせて適切に尊重されるという、一二条後段の規定があることから明らかである。それにもかかわらず、わが国では、意見表明権を自己決定権のコロラリーと考え、無限に自己決定権に引き寄せて解釈しようとする傾向が見られるが(たとえば子どもの最善の利益を決定するための実体的権利として把握しようとするのもその一つである)、これは意見表明権を独立の新たな権利として創設した含意を没却してしまうものといえよう。筆者には、この新たな権利の創設の含意は、まことに壮大なものであって、これまで自己決定権をもって独立した人間主体であるための最低条件と考えてきた思想に変革を迫るものであるように思える。すなわち、従来、自己決定できることこそが人間としての

主体性を付与されるための最低の条件と考えられており、したがって、その可能性が生物学的、心理学的、あるいは社会的に奪われた人(たとえば、子ども、一定の障害者、受刑者、病人等)は、保護の対象であり、国家や社会の措置の客体と考えられてきた。しかし、いかなる理由に基づくものであれ、ただ単に自己決定できないからと言って、また、それが社会的に許されない存在であるというだけで、その人としての主体性が奪われてはならないことを保障する中核概念として、意見表明権が新たに創設されたとは言えないだろうか。

このよう仮説を前提とすると、意見表明権の本質は、第一に、意見表明なしには、また一二条一項後段との関連を視野に入れるとその十全の尊重なしには、その人にかかわるすべての事柄について意思決定を行うことが社会的に許容されないという意味で、意思決定過程に大人と対等に登場する人間主体としての当事者性を保障する権利であり、

第二に、自己または相手方にとっていかに不利益または不愉快なことであれ、意見(views)を自由に表明できるためには、「そのままでもいいんだよ」と言って安心し

て受容してもらえ人間関係(居場所)の保障こそが不可欠の前提であり(たとえば、相手が強すぎたり、弱すぎたり、あるいは自己が嫌われるような場合には、人は意見を言わず、相手の顔色をうかがい、同調のために演技することを想起せよ)、そうであれば意見表明権とは、「自己の存在をそのまま認めてもらえよう人間関係を保障してもらおう権利」、言い換えると「居場所を保障してもらおう権利」を内包する権利であり、さらに、

第三に、子どもの人格形成の心的規制に鑑みると、親に對する安心感を経験する過程の中からのみ子どもはやがて儼い感情が生まれ、親に對して、また、他人に對して共感する能力が生まれてくるのであって、これは上記第二の居場所の保障のコロラリーとして、意見表明権が自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長発達する機会の保障をも内包していることを意味する。

このように意見表明権は、自己決定権や表現の自由とはまったく異なるカテゴリーの権利であり、人間が人間であるための最低の条件として、人間関係における一方当事者性を保障し、人間関係における無条件の居場所を

保障してもらう権利だということになる。子どもの権利条約は、特殊子どもとの関係でこれを子どもの権利として実定法化したものであるが、その射程範囲は、実は人間一般にも及ぶものであり、人類の英知が本世紀末に子どもの権利として発見したこの新たな人権の萌芽は、まさに二一世紀に連なって、理論的に精密化され、普遍化するものと予想される。

日本の子どもたちは、さまざまな問題を起こしながら自らの命を賭し、全存在を賭け、一生を棒に振って、戦後五〇年かけて大人たちがつくってきた社会文化構造とそれを維持発展させるための権力に対して、警鐘を発し、抗議をし、抵抗している。このようなことばにならない血みどろの意見表明を突きつけられたとき、大人自身も、はじめて、「これがあなたのためだよ」といって、あるいは「公共の福祉」という名の下で、子どもの欲求を無視し、個性を殺して、社会文化構造上の画一的な価値観を押しつけ、挙げ句の果てに子どもを絶望の淵へと追いやっていた、自己の「内なる権力」と対峙することが可能になり、その非倫理性と敗北を知らされる。そのことによって、大人は、社会文化構造のくびきから

自らを解き放ち、二十一世紀に連なるあらたな人権運動の革命の戦士として、子どもとともに戦列に加わることが可能になる。⁽⁸⁾これこそが「子どもの権利条約」の実践の第一歩であり、豊かな国日本社会における「子ども期の喪失」を克服するための原点であると考ええる。思想信条を越えて全国から「つくる会」に馳せ参じた市民・NGOは、「子どもの権利条約」の具体的な実践を通して、現在の社会文化構造の中で「仕組まれた自由」から子どもとともに大人も解放されることを願って、報告書を国連に提出した。この「報告書」は、必ずや、その道程を照らし出す導きの「光」になると確信する。

(1) 最後まで残っていたのは、クック諸島、ソマリアおよびアメリカ合衆国の三国であったが、いよいよ後二者だけになった。ソマリアはまだ署名も済ませておらず、政治状況のために近い将来に批准を期待することはできないといわれている。アメリカ合衆国の場合には、政府は、一九九五年二月一六日に署名だけはすませている。アメリカが未だに批准しない理由としては、①連邦および州の主権が侵害される、②親の権威が揺らぐ、③子どもたちが親を訴え、非行仲間に加わり、堕胎をするといったことが自由にできるようになる、④子どもの養育の仕方を国連が指図するよ

うになる、といったことが政治的にキャンペーンされている。これに対して、ユニセフ・アメリカ合衆国委員会は、「条約の趣旨と規定に対する誤解およびこの種の条約の国内的法的位置づけに対する無理解」が広く流布されているためだとして、早期批准に向けた運動を展開している。

(2) 「報告審査制度」とは、条約に規定された義務を各国がどのように履行しているかを各国政府に定期的に報告させ(最初の報告は発効後二年以内、その後は五年ごと)、それを国連の「子どもの権利委員会」が審査し、不都合な点があれば、当該国政府に対して問題点の指摘や改善のための「提案」と「勧告」を行う制度をいう(条約四四条および四五条参照)。この制度は、一九九三年一月の第三期から開始され、本年五月の第一五会期までに七三ヶ国の審査を終えている。なお、「子どもの権利条約」の報告審査制度については、福田雅章「豊かな国日本社会における子ども期の喪失——『子どもの権利条約』報告審査制度と市民・NGO活動の意義」法律時報八五五号(1997/7)および同「国連に市民・NGO報告書を届けよう」青少年二九一号(青少年育成国民会議 1996/6)参照。

(3) 今回の報告審査に際して、カウンセラー・レポートを提出したNGOは、「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」のほか、日本弁護士連合会および子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会の二つがある。

(4) 筆者のほかに、大田堯(東京大学名誉教授、一番ヶ瀬康子(日本女子大学名誉教授)、堀尾輝久(日本教育学

会会長・中央大学教授)、永井憲一(法政大学教授)、津田玄児(弁護士)の各氏が「つくる会」の代表を勤められ、世取山洋介氏(新潟大学助教授)が事務局長の職務をこなされた。

(5) 本稿は、後述の「統一報告書」の中の、筆者が執筆担当した「序文」に加筆訂正したものであるが、本稿にかかわる一切の文責は筆者にあることをお断りしておく。

(6) 「つくる会」設立の経緯は以下の通りである。

1 一九八九年二月二十五日に国連総会で「子どもの権利条約」が採択されるや、わが国においても、各界各地の子どもNGOが条約の早期批准を求めて積極的な活動を開始した。一九九四年五月二三日の発効後も、政府の消極的な態度とは裏腹に、市民・NGOによる「子どもの権利条約」の普及啓蒙活動、条約に照らしてわが国の子どもの実情がどのようなものであるかの検証活動、および子どもの権利の擁護活動は、いよいよ盛り上がりを見せ、「草の根」運動となって日本中に展開されるに至った。同時に、条約発効二年後に国連「子どもの権利委員会」に提出されることになっている初回日本政府報告書の内容およびそれに対する「代替報告書」の作成にも関心が寄せられた。このような中、DCI日本支部(DCIとは、Defence for Children Internationalの略称で、子どもの権利の擁護・発展のために国際児童年にあたる一九七九年に設立された世界的規模の国際NGO。ジュネーブに本部を置く。「子どもの権利条約」の起草過程では、条約案にNGOの意見を反

映させるための国際NGOグループの事務局を担当。国連社会経済理事會、ユニセフ、欧州會議(CE)との協議資格を有しており、特に、国連「子どもの権利委員會」と緊密な關係を保ちつつ活動している。一九九四年一月に日本支部が結成され、筆者が代表を務めている)は、国連「子どもの権利委員會」の傍聴に人を派遣し、他国の審査状況についての紹介や報告會を催し、また、「子どもの権利委員會」委員のマルタ・バイス女史や人權センターのフィオナ・クボタ女史を招聘する等、早くから代替報告書作成の準備活動を展開していた。

2 一九九四年二月一日、従来から子ども問題や「子どもの権利條約」に関してNGO間の意見交流を主催してきた、日本弁護士連合會の「子どもの権利條約各界懇談會」が開かれ、その席上、DCI日本支部から、條約発効後二年目にあたる一九九五年五月に国連に提出することが予定されている日本政府報告に対するNGOの代替報告書を、各NGOがバラバラに、何十本も国連に提出するのではなくて、日本の子どもNGOが一緒に、ひとつにまとめられないだろうか、これは国連の要請でもある、との提案がなされた。それぞれに別々のレポートを計画している個人や団体が多いなかで、この提案についてはさまざまな意見が出された。しかし「国連の要請であること」以上に、共同のひとつのレポートづくりを好機として、多くのNGOがまとまって行動できるようにすれば、日本政府に対して、また今後運動を進めていくうえでも、大

きな力となるのではないかなどの点から、共同でひとつのレポートをつくってみようという大枠の合意に達した。そしてどのようにしたらその共同のひとつのレポートを実現できるのか、引き続き話し合っていくと確認し、散会した。

3 一九九六年一月一日、日弁連「子どもの権利條約各界懇談會」が再度開かれ、前回にひきつづき共同のひとつのレポートの実現について意見交換を行った。その結果、代替報告書を出したいと思っている個人や団体に対して「共同のひとつの報告書をつくるろう」と呼びかけることになり、そのための主体として別個に「呼びかけ人會」の設立が決定された。懇談會の後半は、早速当日の参加者による「呼びかけ人會」へと切り替えられ、「呼びかけ人」をそれぞれが増やす努力をするともに、一月二日に第二回「呼びかけ人會」を開くことになった。たちあがりの期間、問題提起を行ってきたDCI日本支部が連絡事務を担当することになった。

4 一月二日、第二回「呼びかけ人會」が開催され、みんなで共同のひとつのレポートをつくっていく會の名称を「子どもの権利條約 市民・NGO報告書をつくる會」(仮称)と呼ぶこととし、二月十三日にその第一回準備會を開くことを決定。DCI日本支部、子どもの権利條約ネットワーク、子どもの権利條約をすすめる會の三者で呼びかけ文を作成・発送して、第一回準備會への参加者を募ることになった。これを受けて、一月二十九日に前記三者が集まり、呼びかけ文を作成し、翌日一三〇〇通発送した。

5 二月一三日、第一回「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」準備会が開催され、政府報告書に盛り込むべき内容について市民・NGOの「意見書」を募り、それをもとに、政府報告書のとりまとめを行っている外務省との非公式ヒアリングを開催して、政府報告の作成・公開に関するNGOの要望を申し入れることを決定。これを受けて、二月一七日と一八日にかけて、DCI日本支部、子どもの権利条約ネットワーク、子どもの人権連、子どもの権利条約をすすめる会の四者が集まり、「意見書」を募る呼びかけ文を作成、発送(約一三〇〇通)。

6 三月一四日、約一〇〇人のNGO関係者および個人が参加して、外務省をはじめとする政府報告書の作成に関わっている九省庁の担当者と一緒に会して非公式ヒアリングを実施。午後から第二回「つくる会」準備会を開催し、四月七日に「つくる会」設立総会を開催することを決定。あわせて意見書の第二次集約を行い、外務省との第二回非公式ヒアリングの開催に向けて取り組むことを決定。

7 四月七日、約一〇〇名の参加者を得て、国立オリンピック記念青少年総合センターで「つくる会」設立総会を

開催し、「つくる会」申し合わせ事項を採択し、代表人事、事務局体制および予算案の検討を行った。連絡事務所をDCI日本支部におくことを決定。

8 四月一日、外務省との第二回非公式ヒアリングの実施。

(7) 本年一〇月一四日に開催される後述の「本会期のための作業委員会」には、「つくる会」をはじめとする今回報告書を提出した三団体の代表数名が招待され、プレゼンテーション(全体で四五分)を行い、委員との質疑応答を行うことになっている(二三五分)。これを効率よく行うためには、本会期において日本政府代表に対してどのような質問を行うべきか、また日本政府に対する最終勧告にどのような内容を盛り込むべきか等に関して、日本NGOの声を一つにしておく必要がある、今後における三者間の十分な調整が不可欠となる。

(8) 福田雅章「人権革命としての『子どもの権利条約』の実践運動」教育一九九七年五月号(1997/5)参照。

(一) 橘大学教授